

調達要求番号：5SNU1AC0002

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
汎用インクカートリッジ	WS-X120002	
	作成	令和元年12月17日
	変更	
	作成部隊等名	九州補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において、通信器材のプリンタで使用する市販品の汎用インクカートリッジについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用するカタログをいう。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

番号	規格	物品番号
1	ICBK76 (互換)	FSS47B222H178
2	ICC76 (互換)	FSS47B222H179
3	ICM76 (互換)	FSS47B222H180
4	ICY76 (互換)	FSS47B222H181
5	IB07KB (互換)	FSS47B222H260
6	IB07CB (互換)	FSS47B222H261
7	IB07MB (互換)	FSS47B222H262
8	IB07YB (互換)	FSS47B222H263

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び表1の規格による。

例 汎用インクカートリッジ、ICBK76 (互換)

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 製品の製造

製品は、ISO9001及びISO14001の認証工場で製造されたものとする。

3.3 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書で指定する場合を除き、商慣習による。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

紙箱等により、個装するものとする。

5.2 包装の表示

適宜の位置に、インクの種類（顔料）を表示するものとする。

6 その他の指示

6.1 プリンタ故障時の対応

製品が原因でプリンタに不具合が生じた場合、契約相手方は、製品の交換及びプリンタの修理を行うものとする。

6.2 サポート体制

国内にアフターサポート窓口を有するものとする。

6.3 提出書類

契約相手方は、品質保証書及び製品が製造された工場のISO9001, ISO14001の登録証（写）を提出するものとする。

6.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達品目表

調達要求番号	5 SNU1AC0002	作成部隊等名	九州補給処
調達要求年月日	令和7年4月4日	作成年月日	令和元年12月17日
仕様書番号	WS-X120002		

1 調達品目

番号	規格	カタログ製品名 ^{a)}
1	ICBK76相当品	日本インスター製 ICBK76 (互換) プレジール製 ICBK76 (互換) 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)
2	ICC76相当品	日本インスター製 ICC76 (互換) プレジール製 ICC76 (互換) 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)
3	ICM76相当品	日本インスター製 ICM76 (互換) プレジール製 ICM76 (互換) 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)
4	ICY76相当品	日本インスター製 ICY76 (互換) プレジール製 ICY76 (互換) 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)
5	IB07KB相当品	日本インスター製 IB07KB (互換) プレジール製 IB07KB (互換) 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)
6	IB07CB相当品	日本インスター製 IB07CB (互換) プレジール製 IB07CB (互換) 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)
7	IB07MB相当品	日本インスター製 IB07MB (互換) プレジール製 IB07MB (互換) 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)
8	IB07YB相当品	日本インスター製 IB07YB (互換) プレジール製 IB07YB (互換) 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

a) 番号1～4

エプソン製プリンタPX-S5040, PX-S5080で使用できるもの。

b) 番号5～8

エプソン製プリンタPX-S6010で使用できるもの。